

分類と分断のあいだ

「被爆者」と被爆者運動を事例として

広島市立大学・直野章子

1. 目的

原爆医療法制定によって、放射線による被害の可能性を身体化した「被爆者」というカテゴリーが創出された。その結果、「被爆者」と「被爆者」と認められない原爆被害者の間、「被爆者」と空襲被害者の間に分断が生じたといわれている。「被爆者」が戦争被害者の単なる分類ではなく、援護受給権を伴うものだからだろうか。しかし、「被爆者」よりも格段に優遇されている軍人軍属との関係が分断として語られることはまずない。分類が分断をもたらす条件や要因は何なのだろうか。「被爆者」となった人びとの運動を事例として、分断を乗り越える可能性も含めて検討する。

2. 方法

医療法の成立過程における社会と政治・政策的動向を踏まえたうえで「被爆者」の内容と政策的含意を分析する。そして「被爆者」に分類された主体と被爆者運動の関係、被爆者運動における「被爆者」以外の原爆被害者や空襲被害者との関係とその変化を、運動資料を基に分析する。

3. 結果

分断が生じるには集団の一体性が前提とされる。原爆被害者も空襲被害者も国家補償の対象外に置かれた「戦災者」であった。だからこそ原爆被害者への援護措置を引き出すには「他の戦災者との均衡」策を打ち破る必要があり、放射線障害という「被害の特異性」が強調された。放射線障害への援護が正当性を得た背景には「第5福竜丸事件」後の原水爆禁止運動の高揚があったが、原子力政策推進のために放射線障害対策が重視されたという面もある。被爆者援護は核時代の公衆衛生策として正当化されたのである。その点で被爆者と空襲被害者は区別されたが、「一般戦災者」という、戦争被害の受忍を強いられる集団としては、政策上、同一視され続けた。

爆心地からの時空間的距離に応じて「被爆者」認定の基準が設けられたことから、被害が同心円状に序列化されることにつながり、原爆被害の承認をめぐって軋轢が生じることとなった。それに対して被爆者運動は、「被爆者」ではない被害者と「被爆者」が共に当事者として、援護策の改善と遺族を含む被害者への国家補償を要求した。運動が原爆被害者の分断を阻止したといえるが、原爆被害の特異性を強調することで政府に政策転換を求めたことから、空襲被害者との分断を促した面は否めない。しかし、運動の展開と共に空襲被害者との共闘も実現されていった。

4. 結論

医療法は原爆被害を放射線障害として特記して、原爆被害者間の分断と「被爆者」と空襲被害者の間の分断を引き起こす要因となりえた。同時に、「被爆者」という共通の主体位置を作りながら、被爆したと認識していなかった者を「被爆者」に分類して当事者として被爆者運動に参画させる一助ともなった。運動を通して「被爆者」は「被爆者」ではない被害者と共に原爆被害の境界線を押し広げ、「原爆被害者としての被爆者」という主体性を構築していった。原爆被害を捉え直すなかで、被害をもたらしたのは戦争であり、その責任は日本政府にあるとして、被害に対する償いを政府に要求するに至った。原爆被害が何であるのかを問い、被害をもたらした責任の所在を明らかにすることを通して、被爆者は戦争被害者としての主体性を獲得していき、放射線障害という政策上の分断線を乗り越える道を切り開いたのである。